

2026年6月29日 一部改正  
2026年1月29日 技術委員会 審議  
2026年5月29日 国土交通大臣 認可

## 型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化

### 改正対象

鋼船規則 B 編, C 編, CS 編, D 編, GF 編, H 編, N 編, S 編, I 編, O 編, P 編,  
PS 編, Q 編, T 編, X 編  
鋼船規則検査要領 B 編, GF 編, H 編, N 編, S 編, T 編, R 編  
安全設備規則  
無線設備規則  
居住衛生設備規則  
船体防汚システム規則  
バラスト水管理設備規則  
冷蔵設備規則  
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則  
潜水装置規則  
自動化設備規則  
船橋設備規則  
機関予防保全設備規則  
総合火災制御設備規則  
船体監視システム規則  
荷役集中監視制御設備規則  
高速船規則／同検査要領  
強化プラスチック船規則  
フローティングドック規則

### 改正理由

日本籍船舶に搭載される設備には、「国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの」であること等が要求されるものがあるが、本会規則における関連する要件の記載が一部不明確であった。

また、本会規則では、要件どおりの構造や機器等に加えて、これらと同等の効力があるものも認められる旨規定している。しかし、従前の文言は、規定に適合しなくても差し支えないとの誤解を招き得るものであった。

このため、国内法規及び実際の運用との対応が明確になるよう、また、誤解が生じない記載になるよう、関連規定を改める。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。なお、本改正によって従来の運用に変更が生じるものではない。

- (1) 日本籍船舶に搭載される設備に関する要件において、参照する船舶安全法の条項番号を修正するとともに、国土交通大臣の型式承認を受けた設備の検定等に関する規定と国内法規及び実際の運用との対応を明確にする。
- (2) 同等効力に関する要件において、規定に適合しなくても差し支えないとの誤解が生じないように、文言を改める。

## 施行及び適用

2026年7月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX24-15

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>2 章 登録検査</p> <p>2.3 登録事項の変更</p> <p>2.3.1 改造検査</p>	<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>2 章 登録検査</p> <p>2.3 登録事項の変更</p> <p>2.3.1 改造検査</p>	<p>(d)には、国土交通省が認めたとえで日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの等が含まれ、従来の運用に変更は生じない。以下同じ。</p>

表 B2.9 検査 – 防火構造, 脱出設備及び消火設備

検査対象	満足すべき事項
<p>1 消火設備の引当て</p>	<p>(1) 造船所以外の場所で製造された消火設備のうち、次の(2)から(12)に掲げるものについては、次の(a)から(e)の検査又は検定に合格しているいずれかに該当する（当該船舶に引当てるときに、証明書又は刻印等で確認する）。当該検査又は検定を受けていないものについては、これらと同等の効力があると認められるものであること。</p> <p>(a) 船舶安全法第六六条第3項（予備検査）又は第六条ノ四第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第6条の5第1項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(bc) 高圧ガス容器にあつては、「高圧ガス保安法」に基づく検査に合格したもの</p> <p>(ed) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査前(a)から(c)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p> <p>(省略)</p>

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B2.9 検査 – 防火構造, 脱出設備及び消火設備 (続き)		
<p>10 固定式泡装置, 固定式甲板泡消火装置, ヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置 (ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。)</p>	<p>(1) 送水管の通水試験を実施する。                  (2) 泡の放出試験を実施する。ただし, 次の(a)から(c)のいずれかに該当する場合にも<u>の</u>についてはこの限りでない。                  (a) 船舶安全法第六<u>六</u>条第3項 (予備検査) 又は第六条ノ四第1項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの                  (b) 船舶安全法第6条の5第1項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, かつ, 国土交通省, 登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの                  (c) 前(a)及び又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められるもの認められたもの</p>	
(省略)		
<p>附属書 2.3.1-2. 船内騒音計測に関する実施要領</p> <p style="text-align: center;"><b>5章 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能</b></p> <p><b>An5.2空気音遮断性能の計測等</b></p> <p>-1. An5.1 の規定に適合するために使用される材料は, 空気音遮断性能について試験所において ISO 10140-2:2010 に従い計測が行われ, かつ, 次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>6</u>条第<u>3</u>項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの                  (2) 船舶安全法第<u>6</u>条の<u>5</u>第<u>1</u>項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, かつ, 国土交通省, 登録検定機関又は日本小型船舶</p>	<p>附属書 2.3.1-2. 船内騒音計測に関する実施要領</p> <p style="text-align: center;"><b>5章 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能</b></p> <p><b>An5.2空気音遮断性能の計測等</b></p> <p>-1. An5.1 の規定に適合するために使用される材料は, 空気音遮断性能について試験所において ISO 10140-2:2010 に従い計測が行われ, かつ, 次の<u>(1)</u>から<u>(3)</u>のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六<u>条</u>第<u>三</u>項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの                  (2) 船舶安全法第六<u>条</u>の<u>四</u>第<u>一</u>項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, かつ, 国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協</p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>検査機構の行う検定に合格したもの                      (3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p>会の行う検定に合格したもの                      (3) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 C 編</b>      <b>船体構造及び船体艤装</b></p> <p align="center"><b>1 編  共通要件</b></p> <p align="center"><b>1 章  通則</b></p> <p><b>1.1  一般</b></p> <p><b>1.1.2  適用</b></p> <p><b>1.1.2.4 同等効力</b></p> <p>-1. <u>本会は、本編に規定する船体構造、艤装、配置等と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。ただし、条約又は IACS 統一規則に基づく要件については、原則として本規定は適用しない。</u></p>	<p><b>鋼船規則 C 編</b>      <b>船体構造及び船体艤装</b></p> <p align="center"><b>1 編  共通要件</b></p> <p align="center"><b>1 章  通則</b></p> <p><b>1.1  一般</b></p> <p><b>1.1.2  適用</b></p> <p><b>1.1.2.4 同等効力</b></p> <p>-1. <u>本 C 編の規定に適合しない船体構造、艤装、配置等であっても、本会が本 C 編の規定に適合するものと同等であると認める場合は、これを本 C 編に適合するものとみなす。ただし、条約又は IACS 統一規則に基づく要件については、原則として本規定は適用しない。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>13章 舵</b></p> <p><b>13.2 舵</b></p> <p><b>13.2.1 一般</b></p> <p><b>13.2.1.4 代替設計*</b></p> <p>-1. <u>本会は、本章に規定するものと同等の効力がある代替設計を、本章に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>13章 舵</b></p> <p><b>13.2 舵</b></p> <p><b>13.2.1 一般</b></p> <p><b>13.2.1.4 代替設計*</b></p> <p>-1. <u>本章の規定に適合しない代替設計であっても、本会が同等の効力があると認める場合は、これを本章に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>鋼船規則 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定する船体構造、艤装、配置及びその寸法と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p> <p align="center"><b>3 章 舵</b></p> <p><b>3.1 一般</b></p> <p><b>3.1.4 代替設計</b>  -1. <u>本会は、本章に規定するものと同等の効力がある代替設計を、本章に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p align="center"><b>鋼船規則 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b>  <u>本編に該当しない船体構造、艤装、配置及びその寸法も、本会が本編に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本編に適合するものとみなす。</u></p> <p align="center"><b>3 章 舵</b></p> <p><b>3.1 一般</b></p> <p><b>3.1.4 代替設計</b>  -1. <u>本章の規定に適合しない代替設計であっても、本会が本章の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本章に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 D 編 機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定する機関と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 D 編 機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本編の規定に適合しない機関であっても、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合には、これを本編に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般 (IGF コード 2.1 関連)</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定する構造、設備等と同等の効力があると SOLAS 条約 II-1 章第 55 規則の規定に従い認められるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p> <p align="center"><b>附属書 1.1.3-3. ガス燃料機関</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本附属書に規定するガス燃料機関及びガス燃料供給装置と同等の効力があるものを、本附属書に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p align="center"><b>鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般 (IGF コード 2.1 関連)</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本編の規定によりがたい構造、設備等であって、本編の規定に適合するものと同等の効力があると SOLAS 条約 II-1 章第 55 規則の規定に従い認められるものに限り、本編の規定によらないことができる。</u></p> <p align="center"><b>附属書 1.1.3-3. ガス燃料機関</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 同等効力</b>  <u>本附属書の規定に適合しない低圧ガス燃料機関及びガス燃料供給装置であっても、本会が本附属書の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合には、本附属書に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則 H 編 電気設備</b>  <b>1 章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.2 同等効力</b> <u>本会は、本編に規定する電気設備と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u>	<b>鋼船規則 H 編 電気設備</b>  <b>1 章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.2 同等効力</b> <u>本編の規定により難い特別な理由がある電気設備の場合には、本会が本編の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものに限り、本編の規定によらないことができる。</u>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則 N 編 液化ガスばら積船</b>  <b>1 章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.2 同等効力</b> 本会は、本編に規定する構造、設備等と同等の効力があると IGC コード 1.4 の規定に従い認められるものを、 <u>本編に適合するものとして認めることがある。</u>	<b>鋼船規則 N 編 液化ガスばら積船</b>  <b>1 章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.2 同等効力</b> <u>本編の規定によりがたい構造、設備等で、本編の規定に適合するものと同等の効力があると IGC コード 1.3 の規定に従い認められるもの</u> に限り、 <u>本編の規定によらないことができる。</u>	
<b>14 章 人身保護設備</b>  <b>14.3 安全装具 (IGC コード 14.3)</b>  <b>14.3.2 安全装具の構成*</b> 各安全装具は、次に掲げるものから構成されなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) フルフェイスマスクを含む陽圧形自蔵式空気呼吸具 (圧縮酸素を使用しないで開放空気 1,200 l 以上の容量を内蔵できるもの)。当該呼吸具は、<b>11.6.1</b> で要求されるものと互換性を有するものとしなければならない。</li> <li>(2) 本会が適当と認める規格に適合する保護衣、長</li> </ol>	<b>14 章 人身保護設備</b>  <b>14.3 安全装具 (IGC コード 14.3)</b>  <b>14.3.2 安全装具の構成*</b> 各安全装具は、次の <b>(1)</b> から <b>(4)</b> に掲げるものから構成されなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) フルフェイスマスクを含む陽圧形自蔵式空気呼吸具 (圧縮酸素を使用しないで開放空気 1,200 l 以上の容量を内蔵できるもの)。当該呼吸具は、<b>11.6.1</b> で要求されるものと互換性を有するものとしなければならない。</li> <li>(2) 本会が適当と認める規格に適合する保護衣、長</li> </ol>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>靴及び手袋                      (3) 鋼芯の入ったベルト付き救命索                      (4) 防爆型手提げ灯</p> <p align="center"><b>附属書 16.1.1-3.      ガス燃料機関</b></p> <p align="center"><b>1 章    通則</b></p> <p><b>1.2 同等効力</b></p> <p><u>本会は、本附属書に規定するガス燃料機関及びガス燃料供給装置と同等の効力があるものを、本附属書に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p>靴及び手袋                      (3) 鋼芯の入ったベルト付き救命索                      (4) 防爆型手提げ灯</p> <p align="center"><b>附属書 16.1.1-3.      ガス燃料機関</b></p> <p align="center"><b>1 章    通則</b></p> <p><b>1.2 同等効力</b></p> <p><u>本附属書の規定に適合しない低圧ガス燃料機関及びガス燃料供給装置であっても、本会が本附属書の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合には、本附属書に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>鋼船規則 S 編</b>      <b>危険化学品ばら積船</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定する構造、設備等と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p align="center"><b>鋼船規則 S 編</b>      <b>危険化学品ばら積船</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本編の規定により難い構造、設備等で、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認めるものに限り、本編の規定によらないことができる。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 I 編 極海航行船, 極地氷海船及び耐氷船</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b></p> <p>-1. <u>本会は、本編 3 章, 6 章及び 7 章に規定する船体構造, 設備等と同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるものを、本編 3 章, 6 章及び 7 章に適合するものとして認めることがある。</u></p> <p>-2. <u>本会は、本編 8 章に規定する構造, 設備等と同等の効力があるものを、本編 8 章に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>鋼船規則 I 編 極海航行船, 極地氷海船及び耐氷船</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b></p> <p>-1. <u>本編 3 章, 6 章及び 7 章の規定によりがたい船体構造, 設備等であって、本編の規定に適合するものと同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるもの</u>に限り、本編 3 章, 6 章及び 7 章の規定によらないことができる。</p> <p>-2. <u>本編 8 章の規定によりがたい構造, 設備等については、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合、本編 8 章の規定によらないことができる。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則 O 編 作業船</b>  <b>1章 通則</b>  <b>1.1 適用及び同等効力</b>  <b>1.1.3 同等効力</b> <u>本会は、本編に規定する船体構造、艀装、機関等並びにこれらの配置及び寸法と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u>	<b>鋼船規則 O 編 作業船</b>  <b>1章 通則</b>  <b>1.1 適用及び同等効力</b>  <b>1.1.3 同等効力</b> <u>本編の規定に該当しない船体構造、艀装、機関等並びにこれらの配置及び寸法については、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本編に適合するものとみなす。</u>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>鋼船規則 P 編      海洋構造物等</b></p> <p align="center"><b>1 章    通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定する船体構造、艀装、機関等並びにこれらの配置及び寸法と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p align="center"><b>鋼船規則 P 編      海洋構造物等</b></p> <p align="center"><b>1 章    通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 同等効力</b>  <u>本編の規定に該当しない船体構造、艀装、機関等並びにこれらの配置及び寸法については、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本編に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考																																																								
<p style="text-align: center;"><b>15章 消火設備</b></p> <p><b>15.2 海底資源掘削船</b></p> <p><b>15.2.6 居住区域，業務区域及び作業区域の消火設備</b></p> <p style="text-align: center;">表 P15.1 持運び式消火器の最小数及び配置</p> <table border="1" data-bbox="185 544 936 890"> <thead> <tr> <th colspan="2">場所<sup>(1)</sup></th> <th>消火器の最小数</th> <th>消火器の種類<sup>(2)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住区域</td> <td>公室<sup>(3)</sup></td> <td>床面積 250m<sup>2</sup> 又はその端数毎に 1 個</td> <td>A 級に対応したもの</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>各甲板において、消火器までの道のりが 25m を超えないこと</td> <td>A 級に対応したもの</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>0 個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗面所，居室，事務室，調理器具のない配せん室</td> <td>0 個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病室</td> <td>1 個</td> <td>A 級に対応したもの</td> </tr> <tr> <td>業務区域</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>制御場所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>(1) 要求される消火器の 1 個は、別に規定する場合を除き、当該場所内の出入口近傍に備え付けること。ただし、無人の場合に施錠される区画にあっては、当該区画の内部又は外部のどちらに備え付けても差し支えない。</p> <p>(2) 消火器の種類における分類は以下による。</p>	場所 <sup>(1)</sup>		消火器の最小数	消火器の種類 <sup>(2)</sup>	居住区域	公室 <sup>(3)</sup>	床面積 250m <sup>2</sup> 又はその端数毎に 1 個	A 級に対応したもの	通路	各甲板において、消火器までの道のりが 25m を超えないこと	A 級に対応したもの	階段	0 個		洗面所，居室，事務室，調理器具のない配せん室	0 個		病室	1 個	A 級に対応したもの	業務区域	(省略)			制御場所	(省略)			<p style="text-align: center;"><b>15章 消火設備</b></p> <p><b>15.2 海底資源掘削船</b></p> <p><b>15.2.6 居住区域，業務区域及び作業区域の消火設備</b></p> <p style="text-align: center;">表 P15.1 持運び式消火器の最小数及び配置</p> <table border="1" data-bbox="1014 544 1749 890"> <thead> <tr> <th colspan="2">場所<sup>(1)</sup></th> <th>消火器の最小数</th> <th>消火器の種類<sup>(2)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住区域</td> <td>公室<sup>(3)</sup></td> <td>床面積 250m<sup>2</sup> 又はその端数毎に 1 個</td> <td>A 級に対応したもの</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>各甲板において、消火器までの道のりが 25m を超えないこと</td> <td>A 級に対応したもの</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>0 個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗面所，居室，事務室，調理器具のない配せん室</td> <td>0 個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病室</td> <td>1 個</td> <td>A 級に対応したもの</td> </tr> <tr> <td>業務区域</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>制御場所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>(1) 要求される消火器の 1 個は、別に規定する場合を除き、当該場所内の出入口近傍に備え付けること。ただし、無人の場合に施錠される区画にあっては、当該区画の内部又は外部のどちらに備え付けても差し支えない。</p> <p>(2) 消火器の種類における分類は、以下の図に示す火災の分類による。</p> <p>(3) 公室及び作業室に備え付ける持運び式消火器については、前(1)の消火器以外のものについても主出入口近傍に設置することが推奨される。</p> <p>(4) 小さな区画にあっては、当該区画の外側の出入口近傍に備え付けられた持運び式消火器を当該区画用の消火器とみなして差し支えない。</p> <p>(5) 操舵室が海図室と隣接しており、海図室に直接通じる扉がある場合にあつては、海図室に別途の消火器を備え付けることを要しない。</p>	場所 <sup>(1)</sup>		消火器の最小数	消火器の種類 <sup>(2)</sup>	居住区域	公室 <sup>(3)</sup>	床面積 250m <sup>2</sup> 又はその端数毎に 1 個	A 級に対応したもの	通路	各甲板において、消火器までの道のりが 25m を超えないこと	A 級に対応したもの	階段	0 個		洗面所，居室，事務室，調理器具のない配せん室	0 個		病室	1 個	A 級に対応したもの	業務区域	(省略)			制御場所	(省略)			<p>備考(2)の直下に火災の分類を移動。</p>
場所 <sup>(1)</sup>		消火器の最小数	消火器の種類 <sup>(2)</sup>																																																							
居住区域	公室 <sup>(3)</sup>	床面積 250m <sup>2</sup> 又はその端数毎に 1 個	A 級に対応したもの																																																							
	通路	各甲板において、消火器までの道のりが 25m を超えないこと	A 級に対応したもの																																																							
	階段	0 個																																																								
	洗面所，居室，事務室，調理器具のない配せん室	0 個																																																								
病室	1 個	A 級に対応したもの																																																								
業務区域	(省略)																																																									
制御場所	(省略)																																																									
場所 <sup>(1)</sup>		消火器の最小数	消火器の種類 <sup>(2)</sup>																																																							
居住区域	公室 <sup>(3)</sup>	床面積 250m <sup>2</sup> 又はその端数毎に 1 個	A 級に対応したもの																																																							
	通路	各甲板において、消火器までの道のりが 25m を超えないこと	A 級に対応したもの																																																							
	階段	0 個																																																								
	洗面所，居室，事務室，調理器具のない配せん室	0 個																																																								
病室	1 個	A 級に対応したもの																																																								
業務区域	(省略)																																																									
制御場所	(省略)																																																									

## 「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考																										
火災の種類	火災の種類																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">国際標準化機構 (ISO standard 3941)</th> <th style="width: 50%;">全米防火協会 (NFPA 10)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 級：固体材料火災 (通常、有機性火災であり、赤々とした燃えさしが発生する燃焼のことをいう。)</td> <td>A 級：可燃性材料の火災 (例えば、木材、布、紙、ゴム及びプラスチック)</td> </tr> <tr> <td>B 級：液体又は液化する固体の火災</td> <td>B 級：可燃性液体、油、タール、油性塗料、ラッカー塗料及び引火性ガスの火災</td> </tr> <tr> <td>C 級：ガス火災</td> <td>C 級：高エネルギー電気設備の火災 消火剤の非電気伝導性が重要である。 (電気設備の電源が切断される場合にあっては、A 級又は B 級に対応した消火器を使用して差し支えない。)</td> </tr> <tr> <td>D 級：金属火災</td> <td>D 級：可燃性金属火災 (例えば、マグネシウム、チタン、ジルコニウム、ナトリウム、リチウム及びカリウム)</td> </tr> <tr> <td>F 級：食用油火災</td> <td>K 級：食用油火災</td> </tr> </tbody> </table>	国際標準化機構 (ISO standard 3941)	全米防火協会 (NFPA 10)	A 級：固体材料火災 (通常、有機性火災であり、赤々とした燃えさしが発生する燃焼のことをいう。)	A 級：可燃性材料の火災 (例えば、木材、布、紙、ゴム及びプラスチック)	B 級：液体又は液化する固体の火災	B 級：可燃性液体、油、タール、油性塗料、ラッカー塗料及び引火性ガスの火災	C 級：ガス火災	C 級：高エネルギー電気設備の火災 消火剤の非電気伝導性が重要である。 (電気設備の電源が切断される場合にあっては、A 級又は B 級に対応した消火器を使用して差し支えない。)	D 級：金属火災	D 級：可燃性金属火災 (例えば、マグネシウム、チタン、ジルコニウム、ナトリウム、リチウム及びカリウム)	F 級：食用油火災	K 級：食用油火災	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">国際標準化機構 (ISO standard 3941)</th> <th style="width: 50%;">全米防火協会 (NFPA 10)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 級：固体材料火災 (通常、有機性火災であり、赤々とした燃えさしが発生する燃焼のことをいう。)</td> <td>A 級：可燃性材料の火災 (例えば、木材、布、紙、ゴム及びプラスチック)</td> </tr> <tr> <td>B 級：液体又は液化する固体の火災</td> <td>B 級：可燃性液体、油、タール、油性塗料、ラッカー塗料及び引火性ガスの火災</td> </tr> <tr> <td>C 級：ガス火災</td> <td>C 級：高エネルギー電気設備の火災 消火剤の非電気伝導性が重要である。 (電気設備の電源が切断される場合にあっては、A 級又は B 級に対応した消火器を使用して差し支えない。)</td> </tr> <tr> <td>D 級：金属火災</td> <td>D 級：可燃性金属火災 (例えば、マグネシウム、チタン、ジルコニウム、ナトリウム、リチウム及びカリウム)</td> </tr> <tr> <td>F 級：食用油火災</td> <td>K 級：食用油火災</td> </tr> </tbody> </table>	国際標準化機構 (ISO standard 3941)	全米防火協会 (NFPA 10)	A 級：固体材料火災 (通常、有機性火災であり、赤々とした燃えさしが発生する燃焼のことをいう。)	A 級：可燃性材料の火災 (例えば、木材、布、紙、ゴム及びプラスチック)	B 級：液体又は液化する固体の火災	B 級：可燃性液体、油、タール、油性塗料、ラッカー塗料及び引火性ガスの火災	C 級：ガス火災	C 級：高エネルギー電気設備の火災 消火剤の非電気伝導性が重要である。 (電気設備の電源が切断される場合にあっては、A 級又は B 級に対応した消火器を使用して差し支えない。)	D 級：金属火災	D 級：可燃性金属火災 (例えば、マグネシウム、チタン、ジルコニウム、ナトリウム、リチウム及びカリウム)	F 級：食用油火災	K 級：食用油火災			
国際標準化機構 (ISO standard 3941)	全米防火協会 (NFPA 10)																											
A 級：固体材料火災 (通常、有機性火災であり、赤々とした燃えさしが発生する燃焼のことをいう。)	A 級：可燃性材料の火災 (例えば、木材、布、紙、ゴム及びプラスチック)																											
B 級：液体又は液化する固体の火災	B 級：可燃性液体、油、タール、油性塗料、ラッカー塗料及び引火性ガスの火災																											
C 級：ガス火災	C 級：高エネルギー電気設備の火災 消火剤の非電気伝導性が重要である。 (電気設備の電源が切断される場合にあっては、A 級又は B 級に対応した消火器を使用して差し支えない。)																											
D 級：金属火災	D 級：可燃性金属火災 (例えば、マグネシウム、チタン、ジルコニウム、ナトリウム、リチウム及びカリウム)																											
F 級：食用油火災	K 級：食用油火災																											
国際標準化機構 (ISO standard 3941)	全米防火協会 (NFPA 10)																											
A 級：固体材料火災 (通常、有機性火災であり、赤々とした燃えさしが発生する燃焼のことをいう。)	A 級：可燃性材料の火災 (例えば、木材、布、紙、ゴム及びプラスチック)																											
B 級：液体又は液化する固体の火災	B 級：可燃性液体、油、タール、油性塗料、ラッカー塗料及び引火性ガスの火災																											
C 級：ガス火災	C 級：高エネルギー電気設備の火災 消火剤の非電気伝導性が重要である。 (電気設備の電源が切断される場合にあっては、A 級又は B 級に対応した消火器を使用して差し支えない。)																											
D 級：金属火災	D 級：可燃性金属火災 (例えば、マグネシウム、チタン、ジルコニウム、ナトリウム、リチウム及びカリウム)																											
F 級：食用油火災	K 級：食用油火災																											
<p>なお、次の(a)から(c)のいずれかに該当する消火器については、以下の火災の分類に対応したものとみなす。</p> <p>(a) 船舶安全法第6条第3項(予備検査)の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第6条の5第1項(型式承認)の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p>	<p>ただし、船舶安全法第六条第3項(予備検査)又は第六条の四第1項(型式承認)の規定に基づく検査又は検定に合格したもの又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したものについては、以下の火災の分類に対応したものとみなす</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">消火器の種類</th> <th style="width: 70%;">対応する火災の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体消火器</td> <td>A 級</td> </tr> <tr> <td>泡消火器</td> <td>A 級及び B 級</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火器</td> <td>B 級、C 級、F 級及び K 級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粉末消火器</td> <td>りん酸塩類</td> <td>A 級、B 級、C 級、F 級及び K 級</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>B 級、C 級、F 級及び K 級</td> </tr> </tbody> </table>	消火器の種類	対応する火災の種類	液体消火器	A 級	泡消火器	A 級及び B 級	炭酸ガス消火器	B 級、C 級、F 級及び K 級	粉末消火器	りん酸塩類	A 級、B 級、C 級、F 級及び K 級	その他	B 級、C 級、F 級及び K 級	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">消火器の種類</th> <th style="width: 70%;">対応する火災の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体消火器</td> <td>A 級</td> </tr> <tr> <td>泡消火器</td> <td>A 級及び B 級</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火器</td> <td>B 級、C 級、F 級及び K 級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粉末消火器</td> <td>りん酸塩類</td> <td>A 級、B 級、C 級、F 級及び K 級</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>B 級、C 級、F 級及び K 級</td> </tr> </tbody> </table>	消火器の種類	対応する火災の種類	液体消火器	A 級	泡消火器	A 級及び B 級	炭酸ガス消火器	B 級、C 級、F 級及び K 級	粉末消火器	りん酸塩類	A 級、B 級、C 級、F 級及び K 級	その他	B 級、C 級、F 級及び K 級	
消火器の種類	対応する火災の種類																											
液体消火器	A 級																											
泡消火器	A 級及び B 級																											
炭酸ガス消火器	B 級、C 級、F 級及び K 級																											
粉末消火器	りん酸塩類	A 級、B 級、C 級、F 級及び K 級																										
	その他	B 級、C 級、F 級及び K 級																										
消火器の種類	対応する火災の種類																											
液体消火器	A 級																											
泡消火器	A 級及び B 級																											
炭酸ガス消火器	B 級、C 級、F 級及び K 級																											
粉末消火器	りん酸塩類	A 級、B 級、C 級、F 級及び K 級																										
	その他	B 級、C 級、F 級及び K 級																										
<p>(3) 公室及び作業室に備え付ける持運び式消火器については、前(1)の消火器以外のものについても主出入口近傍に設置することが推奨される。</p> <p>(4) 小さな区画にあっては、当該区画の外側の出入口近傍に備え付けられた持運び式消火器を当該区画用の消火器とみなして差し支えない。</p> <p>(5) 操舵室が海図室と隣接しており、海図室に直接通じる扉がある場合にあっては、海図室に別途の消火器を備え付けることを要しない。</p>																												

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 PS 編 浮体式海洋石油・ ガス生産，貯蔵，積出し設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は，本編に規定する浮体施設と同等の効力があるものを，本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 PS 編 浮体式海洋石油・ ガス生産，貯蔵，積出し設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本編の規定に一部適合しない浮体施設であっても，本会が本編の規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合は，これを本編に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則 Q 編 鋼製はしけ</b>  <b>1章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.4 同等効力</b> <u>本会は、本編に規定する船体構造、艀装及び機関と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u>	<b>鋼船規則 Q 編 鋼製はしけ</b>  <b>1章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.4 同等効力</b> <u>本編の規定に該当しない船体構造、艀装及び機関について本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、本編に適合するものとみなす。</u>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則 T 編 潜水船</b>  <b>1章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.3 同等効力</b> <u>本会は、本編に規定する潜水船及びその支援システムと同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u>	<b>鋼船規則 T 編 潜水船</b>  <b>1章 通則</b>  <b>1.1 一般</b>  <b>1.1.3 同等効力</b> <u>本編の規定に該当しない潜水船及びその支援システムについては、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認めた場合は、これを本編に適合したものとみなす。</u>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 X 編      コンピュータシステム</b></p> <p align="center"><b>1 章   通則</b></p> <p><b>1.1   一般</b></p> <p><b>1.1.2   同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定するコンピュータシステムと同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>鋼船規則 X 編      コンピュータシステム</b></p> <p align="center"><b>1 章   通則</b></p> <p><b>1.1   一般</b></p> <p><b>1.1.2   同等効力</b>  <u>本編の規定に適合しないコンピュータシステムであっても、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合には、これを本編に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>安全設備規則</b></p> <p><b>1 編 総則</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する構造、設備、配置又は材料と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p> <p><b>6 編 極海を航行する船舶の安全設備</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 代替設計及び配置</b>  <u>本会は、本編 2 章に規定する設備と同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるものを、本編 2 章に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>安全設備規則</b></p> <p><b>1 編 総則</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b>  <u>本規則に適合しない構造、設備、配置又は材料であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認めた場合には、この規定に適合するものとみなす。</u></p> <p><b>6 編 極海を航行する船舶の安全設備</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 代替設計及び配置</b>  <u>本編 2 章の規定によりがたい設備であって、当該規定に適合するものと同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるものに限り、本編 2 章の規定によらないことができる。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>無線設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般*</b></p> <p><b>1.1.3 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する無線設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>無線設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般*</b></p> <p><b>1.1.3 同等効力</b>  <u>本規則によりがたい無線設備であっても、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則に適合するものと同等の効力があると認めた場合は、これを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>居住衛生設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する構造、設備、配置又は材料と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>居住衛生設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則に適合しない構造、設備、配置又は材料であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合には、この規定に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する防汚システムと同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則に適合しない防汚システムであっても、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定するバラスト水管理設備等と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則に適合しないバラスト水管理設備等であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>冷蔵設備規則</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する冷蔵設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>冷蔵設備規則</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.3 同等効力</b>  <u>この規則の規定に該当しない冷蔵設備であっても、本会がこの規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合には、これをこの規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則</p> <p>1 編 揚貨装置</p> <p>1 章 総則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.2 同等効力*</p> <p>-1. <u>本会は、本 1 編に規定する揚貨装置又は揚貨装具 と同等の効力があるものを、本 1 編に適合するものとし て認めることがある。</u></p>	<p>揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則</p> <p>1 編 揚貨装置</p> <p>1 章 総則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.2 同等効力*</p> <p>-1. <u>本 1 編の規定により難い特殊な揚貨装置又は揚 貨装具は、本会が本 1 編の規定に適合するものと同等の 効力があると認めるもの限り、本 1 編の規定によらな いことができる。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>潜水装置規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する潜水装置と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>潜水装置規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.4 同等効力</b>  <u>本規則に適合しない潜水装置であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>自動化設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する自動化設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>自動化設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則に適合しない自動化設備であっても、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>船橋設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する船橋設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>船橋設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則の一部に適合しない船橋設備であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>機関予防保全設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力*</b>  <u>本会は、本規則に規定する機関予防保全設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>機関予防保全設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力*</b>  <u>本規則の一部に適合しない機関予防保全設備であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>総合火災制御設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する総合火災制御設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>総合火災制御設備規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則に完全には適合しない総合火災制御設備であっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>船体監視システム規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.3 同等効力</b></p> <p><u>本会は、本規則に規定する船体監視システムと同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>船体監視システム規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.3 同等効力</b></p> <p><u>本規則の一部に適合しない船体監視システムであっても、本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>荷役集中監視制御設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する荷役集中監視制御設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>荷役集中監視制御設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則の一部に適合しない荷役集中監視制御設備であっても、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合はこれを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>高速船規則</b></p> <p align="center"><b>1 編 総則</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.6 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する構造、設備、材料、艀装並びにその寸法及び配置等と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p> <p align="center"><b>9 編 機関</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.1 一般</b>  -2. <u>本会は、本編に規定する機関と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p align="center"><b>高速船規則</b></p> <p align="center"><b>1 編 総則</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.6 同等効力</b>  <u>本規則の規定により難い特殊な構造、設備、材料、艀装並びにその寸法及び配置等は、本会が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合には、これを本規則に適合するものとみなす。</u></p> <p align="center"><b>9 編 機関</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.1 一般</b>  -2. <u>特殊な理由により本編により難い機関にあっては、本会が本編の規定に適合するものと同等の効力があ</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>10 編 電気設備</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本編に規定する電気設備と同等の効力があるものを、本編に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><u>ると認める場合には、これを本編の規定に適合するものとみなす。</u></p> <p><b>10 編 電気設備</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本編の規定により難い特別な理由がある電気設備の場合には、本会が本編の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものに限る、本編の規定によらないことができる。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>強化プラスチック船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する船体構造、艀装、配置及びその寸法と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>強化プラスチック船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本規則の規定に適合しない船体構造、艀装、配置及びその寸法は、本会が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>フローティングドック規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>本会は、本規則に規定する渠体構造、艀装、配置及びその寸法と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。</u></p>	<p><b>フローティングドック規則</b></p> <p><b>1章 総則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 同等効力</b>  <u>この規則の規定に該当しない渠体構造、艀装、配置及びその寸法でも本会がこの規則の規定に適合するものと同等の効力があるものと認めた場合は、この規則に適合するものとみなす。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B1 通則</b></p> <p><b>B1.5 その他</b></p> <p><b>B1.5.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器</b></p> <p>-2. 規則 B 編 1.5.1 の適用上, 2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については, 次のいずれかに該当するものとする。ただし, 2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって, 同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, かつ, 国土交通省, 登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B1 通則</b></p> <p><b>B1.5 その他</b></p> <p><b>B1.5.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器</b></p> <p>-2. 規則 B 編 1.5.1 の適用上, 2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については, 次の<u>(1)又は(2)</u>のいずれかに該当するものとする。ただし, 2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であつて, 同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) <u>船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) 又は第 6 条の 4 第 1 項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船</p> <p style="text-align: center;"><b>GF11 火災安全</b></p> <p><b>GF11.7 火災探知及び警報装置</b></p> <p><b>GF11.7.1 一般</b> 規則 GF 編 11.7.1-3.でいう「本会が適当と認めるもの」とは、次による。</p> <p>(1) 燃料調整室に備えられる固定式火災探知警報装置は、規則 R 編 29 章の規定に適合することに加え、責任のある機関士が聞き、かつ、視認することができるように十分な箇所において、火災以外の他の警報と視覚及び聴覚において識別し得る可視可聴警報を発するものであること。ただし、規則 GF 編表 GF15.1 にて要求される安全措置に加え、燃料調整室の火災を検知した際に燃料供給を自動で遮断できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 次の(a)から(c)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(a) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格した</p>	<p>鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船</p> <p style="text-align: center;"><b>GF11 火災安全</b></p> <p><b>GF11.7 火災探知及び警報装置</b></p> <p><b>GF11.7.1 一般</b> 規則 GF 編 11.7.1-3.でいう「本会が適当と認めるもの」とは、次による。</p> <p>(1) 燃料調整室に備えられる固定式火災探知警報装置は、規則 R 編 29 章の規定に適合することに加え、責任のある機関士が聞き、かつ、視認することができるように十分な箇所において、火災以外の他の警報と視覚及び聴覚において識別し得る可視可聴警報を発するものであること。ただし、規則 GF 編表 GF15.1 にて要求される安全措置に加え、燃料調整室の火災を検知した際に燃料供給を自動で遮断できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 次の(a)から(c)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(a) 船舶安全法第六條第三項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第六條の四第一項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p align="center">もの</p> <p>(c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p> <p align="center"><b>GF15 制御, 監視及び安全装置</b></p> <p><b>GF15.8 ガス検知</b></p> <p><b>GF15.8.5 ガス検知器の設計, 設置及び試験</b>                      -2. 規則 GF 編 15.8.5 の適用上, ガス検知器については, 次のいずれかに該当するものとする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</li> <li>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, かつ, 国土交通省, 登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</li> <li>(3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</li> </ul> </p>	<p>(c) 前(a)及び(b)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</p> <p align="center"><b>GF15 制御, 監視及び安全装置</b></p> <p><b>GF15.8 ガス検知</b></p> <p><b>GF15.8.5 ガス検知器の設計, 設置及び試験</b>                      -2. 規則 GF 編 15.8.5 の適用上, ガス検知器については, 次のいずれかに該当するものとする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 船舶安全法第六条第三項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</li> <li>(2) 船舶安全法第六条の四第一項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, かつ, 国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</li> </ul> </p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 H 編 電気設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>H2 電気設備及びシステム設計</b></p> <p><b>H2.9 ケーブル</b></p> <p><b>H2.9.15 隔壁及び甲板の貫通</b></p> <p>-2. A 級防火壁又は甲板のケーブル貫通部は、コンパウンドを充填した封鎖箱（ロートハルト）、コーミング等により構成され、かつ、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) 検査要領 R 編附属書 R9.3.1 中 1.1.1 の規定によるもの</p> <p>(4) <u>前(1)から(3)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 H 編 電気設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>H2 電気設備及びシステム設計</b></p> <p><b>H2.9 ケーブル</b></p> <p><b>H2.9.15 隔壁及び甲板の貫通</b></p> <p>-2. A 級防火壁又は甲板のケーブル貫通部は、コンパウンドを充填した封鎖箱（ロートハルト）、コーミング等により構成され、かつ、次の<u>(1)、(2)又は(3)</u>のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）<u>又は第六条ノ四第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) 検査要領 R 編附属書 R9.3.1 中 1.1.1 の規定によるもの</p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則検査要領 N 編 液化ガスばら積船</b></p> <p><b>N5 プロセス用圧力容器並びに液、蒸気及び圧力用管装置</b></p> <p><b>N5.11 管装置部品の要件</b></p> <p><b>N5.11.7 船舶の貨物ホース</b> 規則 N 編 5.11.7 の規定の適用上、船舶に搭載する貨物ホースは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) 附属書 1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」に基づいて承認されたもの</p> <p>(4) <u>前(1)から(3)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p><b>鋼船規則検査要領 N 編 液化ガスばら積船</b></p> <p><b>N5 プロセス用圧力容器並びに液、蒸気及び圧力用管装置</b></p> <p><b>N5.11 管装置部品の要件</b></p> <p><b>N5.11.7 船舶の貨物ホース</b> 規則 N 編 5.11.7 の規定の適用上、船舶に搭載する貨物ホースは、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。</u></p> <p>(3) 附属書 1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」に基づいて承認されたもの。</p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>N13 計測及び自動化装置</b></p> <p><b>N13.1 一般</b></p> <p><b>N13.1.3 計測装置の較正及び試験</b>                      規則 N 編 13.1.3 の規定の適用上、計測装置の試験及び検査は、次の(1)から(3)に示すところによる。</p> <p>(1) 計測装置の製造時の試験及び検査は、各装置について、次の(a)から(c)に示すところによる。</p> <p>(a) ガス検知装置は、次の<u>いずれかに示すところ</u>による。</p> <p>i) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>ii) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>iii) <u>前(i)又は(ii)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>N13.6 ガス検知の要件</b></p> <p><b>N13.6.3 ガス検知装置</b>                      規則 N 編 13.6.3 の規定にいう「本会が適当と認める</p>	<p><b>N13 計測及び自動化装置</b></p> <p><b>N13.1 一般</b></p> <p><b>N13.1.3 計測装置の較正及び試験</b>                      規則 N 編 13.1.3 の規定の適用上、計測装置の試験及び検査は、次の(1)から(3)に示すところによる。</p> <p>(1) 計測装置の製造時の試験及び検査は、各装置について、次の(a)から(c)に示すところによる。</p> <p>(a) ガス検知装置は、次の <u>i)又は ii)</u>に示すところによる。</p> <p>i) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）又は<u>第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。</u></p> <p>ii) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。</u></p> <p><b>N13.6 ガス検知の要件</b></p> <p><b>N13.6.3 ガス検知装置</b>                      規則 N 編 13.6.3 の規定にいう「本会が適当と認める</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>もの」とは、IEC 60079-29-1 に従って設計，設置及び試験されるものであってかつ次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 <u>6</u> 条第 <u>3</u> 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 <u>6</u> 条の <u>5</u> 第 <u>1</u> 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け，かつ，<u>国土交通省，登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>N14 人身保護設備</b></p> <p><b>N14.3 安全装具</b></p> <p><b>N14.3.2 安全装具の構成</b></p> <p>(1) 規則 N 編 <b>14.3.2(1)</b>に規定する自蔵式呼吸具は，次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第 <u>6</u> 条第 <u>3</u> 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第 <u>6</u> 条の <u>5</u> 第 <u>1</u> 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け，かつ，<u>国土交通省，登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(c) <u>前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等</u></p>	<p>もの」とは、IEC 60079-29-1 に従って設計，設置及び試験されるものであってかつ次の<u>(1)又は(2)に</u>該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第<u>三</u>項（予備検査）又は<u>第六</u>条の<u>四</u>第<u>一</u>項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。</u></p> <p align="center"><b>N14 人身保護設備</b></p> <p><b>N14.3 安全装具</b></p> <p><b>N14.3.2 安全装具の構成</b></p> <p>(1) 規則 N 編 <b>14.3.2(1)</b>に規定する自蔵式呼吸具は，次の<u>(a)及び(b)に</u>該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第<u>六</u>条第<u>三</u>項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第<u>六</u>条の<u>四</u>第<u>一</u>項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け，かつ，<u>国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><u>の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p>(2) 規則 N 編 14.3.2(2)の規定にいう「本会が適当と認める規格」とは、次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、<u>登録検定機関又は日本小型船舶検査機構</u>の行う検定に合格したもの</p> <p><u>(c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>N14.4 個々のプロダクトに対する人身保護の要件</b></p> <p><b>N14.4.4 保護衣</b> 規則 N 編 14.4.4 に規定する保護衣は、次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、<u>登録検定機関又は日本小型船舶検査機構</u>の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)又は(2)の<u>いずれかに</u>掲げるものと同等の効</p>	<p>(2) 規則 N 編 14.3.2(2)の規定にいう「本会が適当と認める規格」とは、次の<u>(a)及び(b)</u>に該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は<u>一般財団法人日本舶用品検定協会</u>の行う検定に合格したもの</p> <p><b>N14.4 個々のプロダクトに対する人身保護の要件</b></p> <p><b>N14.4.4 保護衣</b> 規則 N 編 14.4.4 に規定する保護衣は、次の<u>(1)及び(2)</u>に該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は<u>一般財団法人日本舶用品検定協会</u>の行う検定に合格したもの</p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>力があると国土交通省により認められたもの</u>		

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>鋼船規則検査要領 S 編 危険化学品ばら積船</b></p> <p align="center"><b>S13 計測装置</b></p> <p><b>S13.2 ガス検知</b></p> <p><b>S13.2.1 一般</b>                      規則 S 編 13.2.1 にいう「本会の相当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。                      (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの                      (2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの                      (3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p> <p align="center"><b>S14 人身保護設備</b></p> <p><b>S14.2 安全装具</b></p> <p><b>S14.2.2 安全装具の構成</b>                      規則 S 編 14.2.2 に規定する安全装具については、次に</p>	<p align="center"><b>鋼船規則検査要領 S 編 危険化学品ばら積船</b></p> <p align="center"><b>S13 計測装置</b></p> <p><b>S13.2 ガス検知</b></p> <p><b>S13.2.1 一般</b>                      規則 S 編 13.2.1 にいう「本会の相当と認めるもの」とは、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。                      (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）又は第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。                      (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。</p> <p align="center"><b>S14 人身保護設備</b></p> <p><b>S14.2 安全装具</b></p> <p><b>S14.2.2 安全装具の構成</b>                      規則 S 編 14.2.2 に規定する安全装具については、次に</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>よる。</p> <p>(1) 20 分間作業するための空気ポンベの容量は、常圧における開放空気容積が 800 l 以上のものとする。</p> <p>(2) 自蔵式呼吸具は、次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p><u>(c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p>(3) 保護衣等は積載予定貨物に対して耐酸、耐アルカリ性及び防毒性に優れたものを使用すること。規則 S 編 14.1.1 で要求されるものとの個数上の兼用は不可とする。また、次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p><u>(c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等</u></p>	<p>よる。</p> <p>(1) 20 分間作業するための空気ポンベの容量は、常圧における開放空気容積が 800 l 以上のものとする。</p> <p>(2) 自蔵式呼吸具は、次の<u>(a)及び(b)</u>に該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 保護衣等は積載予定貨物に対して耐酸、耐アルカリ性及び防毒性に優れたものを使用すること。規則 S 編 14.1.1 で要求されるものとの個数上の兼用は不可とする。また、次の<u>(a)及び(b)</u>に該当するものをいう。</p> <p>(a) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(b) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p align="center">(省略)</p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>の効力があると国土交通省により認められたもの</u> (省略)</p> <p><b>S15 特定の貨物に対する特別要件</b></p> <p><b>S15.15 ばら積み液体に対する硫化水素検知装置</b></p> <p><b>S15.15.1 ばら積み液体に対する硫化水素検知装置</b> 規則 S 編 15.15.1 にいう「本会の相当と認めるもの」とは、次の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。 (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの (2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u> (3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p><b>S15 特定の貨物に対する特別要件</b></p> <p><b>S15.15 ばら積み液体に対する硫化水素検知装置</b></p> <p><b>S15.15.1 ばら積み液体に対する硫化水素検知装置</b> 規則 S 編 15.15.1 にいう「本会の相当と認めるもの」とは、次の<u>(1)又は(2)</u>に該当するものをいう。 (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査<u>又は検定に合格したもの</u> (2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 T 編 潜水船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>T3 船体構造</b></p> <p><b>T3.3 耐圧殻等</b></p> <p><b>T3.3.1 防火材料</b> 規則 T 編 3.3.1-2.にいう「本会が適当と認める試験に合格する性能を有するもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 T 編 潜水船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>T3 船体構造</b></p> <p><b>T3.3 耐圧殻等</b></p> <p><b>T3.3.1 防火材料</b> 規則 T 編 3.3.1-2.にいう「本会が適当と認める試験に合格する性能を有するもの」とは、次の<u>(1)又は(2)</u>のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条ノ四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p data-bbox="165 212 956 300">鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備</p> <p data-bbox="472 389 651 424">R3 定義</p> <p data-bbox="203 499 338 534">R3.1 一般</p> <p data-bbox="203 603 383 638">R3.1.1 総則</p> <p data-bbox="170 646 960 762">本編において、「火災試験方法コードに従って本会の 適当と認める機関により承認されたもの」とは、次のい ずれかに該当するものをいう。</p> <p data-bbox="203 770 960 847">(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に 基づく検査に合格したもの</p> <p data-bbox="203 890 960 1050">(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規 定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け, か つ, 国土交通省, 登録検定機関又は日本小型船舶 検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p data-bbox="203 1058 960 1134">(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効 力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p data-bbox="987 212 1778 300">鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備</p> <p data-bbox="1292 389 1471 424">R3 定義</p> <p data-bbox="1025 499 1160 534">R3.1 一般</p> <p data-bbox="1025 603 1205 638">R3.1.1 総則</p> <p data-bbox="992 646 1783 762">本編において、「火災試験方法コードに従って本会の 適当と認める機関により承認されたもの」とは、次の(1) 又は(2)のいずれかに該当するものをいう。</p> <p data-bbox="1025 770 1783 887">(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) 又は第 6 条 の四第 1 項 (型式承認) の規定に基づく検査又 は検定に合格したもの</p> <p data-bbox="1025 895 1783 971">(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に 合格したもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>R4 発火の危険性</b></p> <p><b>R4.5 タンカーの貨物エリア</b></p> <p><b>R4.5.7 ガスの管理</b></p> <p>-4. 規則 R 編 4.5.7(1)及び(2)という「本会の相当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R7 探知及び警報</b></p> <p><b>R7.2 総則</b></p> <p><b>R7.2.1 固定式火災探知警報装置の取り付け</b></p> <p>規則 R 編 7.2.1 にいう「本会が相当と認める型式」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p>	<p align="center"><b>R4 発火の危険性</b></p> <p><b>R4.5 タンカーの貨物エリア</b></p> <p><b>R4.5.7 ガスの管理</b></p> <p>-4. 規則 R 編 4.5.7(1)及び(2)という「本会の相当と認めるもの」とは、次の<u>(1)又は(2)</u>に該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第<u>三</u>項（予備検査）<u>又は</u>第<u>六</u>条の<u>四</u>第<u>一</u>項（型式承認）の規定に基づく検査<u>又は</u>検定に合格したもの。</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。</u></p> <p align="center"><b>R7 探知及び警報</b></p> <p><b>R7.2 総則</b></p> <p><b>R7.2.1 固定式火災探知警報装置の取り付け</b></p> <p>規則 R 編 7.2.1 にいう「本会が相当と認める型式」とは、次の<u>(1)から(3)</u>のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は</u>第 6 条の<u>四</u>第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査<u>又</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R10 消火</b></p> <p><b>R10.2 給水装置</b></p> <p><b>R10.2.3 消火ホース及びノズル</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.2.3-1.(1)中の「本会が適当と認める腐敗しにくい材料で造られた消火ホース」及び規則 R 編 10.2.3-3.(4)中の「本会の適当と認める停止装置付きの射水及び噴霧両用のノズル」における「本会の適当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p align="center">は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p align="center"><b>R10 消火</b></p> <p><b>R10.2 給水装置</b></p> <p><b>R10.2.3 消火ホース及びノズル</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.2.3-1.(1)中の「本会が適当と認める腐敗しにくい材料で造られた消火ホース」及び規則 R 編 10.2.3-3.(4)中の「本会の適当と認める停止装置付きの射水及び噴霧両用のノズル」における「本会の適当と認めるもの」とは、次の<u>(1)から(3)までのいずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) <u>又は第 6 条の四第 1 項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>R10.5 機関区域の消火設備の配置</b></p> <p><b>R10.5.5 固定式局所消火装置</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.5.5-2.において、「本会の適当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当する消火ノズルを備える、MSC.1/Circ.1387 “Revised Guidelines for the approval of fixed water-based local application fire-extinguishing systems for use in category A machinery spaces (MSC/Circ.913)” に従った装置をいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R10.6 制御場所、居住区域及び業務区域における消火措置</b></p> <p><b>R10.6.3 深油調理器具</b></p> <p>-2. 規則 R 編 10.6.3(1)にいう「本会の適当と認める消火装置」とは、次のいずれかに該当する<u>消火装置</u>をいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p>	<p><b>R10.5 機関区域の消火設備の配置</b></p> <p><b>R10.5.5 固定式局所消火装置</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.5.5-2.において、「本会の適当と認めるもの」とは、次の<u>(1)又は(2)</u>のいずれかに該当する消火ノズルを備える、MSC.1/Circ.1387 “Revised Guidelines for the approval of fixed water-based local application fire-extinguishing systems for use in category A machinery spaces (MSC/Circ.913)” に従った装置をいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は第 6 条の四第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査<u>又は検定</u>に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p><b>R10.6 制御場所、居住区域及び業務区域における消火措置</b></p> <p><b>R10.6.3 深油調理器具</b></p> <p>-2. 規則 R 編 10.6.3(1)にいう「本会の適当と認める消火装置」とは、次の<u>(1)から(3)</u>のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は第 6 条の四第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査<u>又は</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R10.7 貨物区域における消火措置</b></p> <p><b>R10.7.3 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶の消火</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.7.3-1.(2)の適用上、水噴霧ランスについては、次の<u>いずれかに</u>該当する<u>水噴霧ランス</u>とすること。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p>-2. 規則 R 編 10.7.3-2.(1)にいう「本会が適当と認める移動式水モニタ」とは、次の<u>いずれかに</u>該当する<u>移動式水モニタ</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p>	<p>は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p><b>R10.7 貨物区域における消火措置</b></p> <p><b>R10.7.3 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶の消火</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.7.3-1.(2)の適用上、水噴霧ランスについては、次の<u>(1)又は(2)に</u>該当する<u>もの</u>とすること。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第三項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第六条の四第一項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>-2. 規則 R 編 10.7.3-2.(1)にいう「本会が適当と認める移動式水モニタ」とは、次の<u>(1)又は(2)に</u>該当する<u>もの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第三項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R19 危険物の運送</b></p> <p><b>R19.3 特別要件</b></p> <p><b>R19.3.1 給水装置</b></p> <p>-5. 規則 R 編 19.3.1-3.にいう「固定式の散水装置」については、次のいずれかに該当する<u>固定式の散水装置</u>とすること。また、倉口蓋を備えないコンテナ運搬船の貨物倉の場合、MSC/Circ.608/Rev.1 “Interim guidelines for open-top container ships”の 9.2, 9.3 及び 9.4 を参照すること。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p>(2) 船舶安全法第六条の四第一項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p align="center"><b>R19 危険物の運送</b></p> <p><b>R19.3 特別要件</b></p> <p><b>R19.3.1 給水装置</b></p> <p>-5. 規則 R 編 19.3.1-3.にいう「固定式の散水装置」については、次の<u>(1)から(3)までのいずれかに該当するもの</u>とすること。また、倉口蓋を備えないコンテナ運搬船の貨物倉の場合、MSC/Circ.608/Rev.1 “Interim guidelines for open-top container ships”の 9.2, 9.3 及び 9.4 を参照すること。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) <u>又は第 6 条の 4 第 1 項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護</b></p> <p><b>R20.3 閉囲された車両積載区域及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域における可燃性蒸気の引火に対する注意</b></p> <p><b>R20.3.1 通風装置</b>                      -2. 規則 R 編 20.3.1-2.にいう「本会が適当と認める持運び式可燃性ガス探知装置」とは、次の<u>いずれかに該当する持運び式可燃性ガス探知装置</u>をいう。                      (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの                      (2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u>                      (3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R20.5 消火</b></p> <p><b>R20.5.2 持運び式消火器</b>                      -4. 規則 R 編 20.5.2-2.(1)にいう「本会の適当と認める水噴霧放射器」とは、次の<u>いずれかに該当する水噴霧放射器</u>をいう。</p>	<p><b>R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護</b></p> <p><b>R20.3 閉囲された車両積載区域及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域における可燃性蒸気の引火に対する注意</b></p> <p><b>R20.3.1 通風装置</b>                      -2. 規則 R 編 20.3.1-2.にいう「本会が適当と認める持運び式可燃性ガス探知装置」とは、次の<u>(1)又は(2)に該当するものをいう</u>。                      (1) 船舶安全法第<u>六</u>条第<u>三</u>項（予備検査）又は第<u>六</u>条の<u>四</u>第<u>一</u>項（型式承認）の規定に基づく検査又は<u>検定に合格したもの</u>。                      (2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u>。</p> <p><b>R20.5 消火</b></p> <p><b>R20.5.2 持運び式消火器</b>                      -4. 規則 R 編 20.5.2-2.(1)にいう「本会の適当と認める水噴霧放射器」とは、次の<u>(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいう</u>。</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R20A 自走用の圧縮水素又は 圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を 貨物として運送する自動車運搬船に対する要件</b></p> <p><b>R20A.5 探知</b></p> <p><b>R20A.5.1 可搬式ガス検知器</b> -2. 規則 R 編 20A.5.1 の適用上、可搬式ガス検知器については、次の<u>いずれかに</u>該当する<u>可搬式ガス検知器</u>とすること。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効</u></p>	<p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) <u>又は第 6 条の四第 1 項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p align="center"><b>R20A 自走用の圧縮水素又は 圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を 貨物として運送する自動車運搬船に対する要件</b></p> <p><b>R20A.5 探知</b></p> <p><b>R20A.5.1 可搬式ガス検知器</b> -2. 規則 R 編 20A.5.1 の適用上、可搬式ガス検知器については、次の<u>(1)又は(2)に</u>該当する<u>もの</u>とすること。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第三項 (予備検査) <u>又は第六条の四第一項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><u>力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R21 総トン数 500 トン未満の船舶等に対する特別規定</b></p> <p><b>R21.2 特別規定</b></p> <p><b>R21.2.1 総トン数 500 トン未満の船舶に対する特別規定</b></p> <p>-2. 規則 R 編 21.2.1-9.にいう「本会が適当と認める泡消火装置」とは、次のいずれかに該当する<u>泡消火装置</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R21.2.3 航路制限のある船舶に対する特別規定</b></p> <p>-2. 規則 R 編 21.2.3-10.(7)にいう「本会が適当と認める泡消火装置」とは、次のいずれかに該当する<u>泡消火装置</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>の規定に基づく検査に合格したもの</u></p>	<p><b>R21 総トン数 500 トン未満の船舶等に対する特別規定</b></p> <p><b>R21.2 特別規定</b></p> <p><b>R21.2.1 総トン数 500 トン未満の船舶に対する特別規定</b></p> <p>-2. 規則 R 編 21.2.1-9.にいう「本会が適当と認める泡消火装置」とは、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第 3 項（予備検査）<u>又は第六条の四第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p><b>R21.2.3 航路制限のある船舶に対する特別規定</b></p> <p>-2. 規則 R 編 21.2.3-10.(7)にいう「本会が適当と認める泡消火装置」とは、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第 3 項（予備検査）<u>又は第六条の四第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R23 人員の保護</b></p> <p><b>R23.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R23.2.1 消防員装具</b></p> <p>-1. 規則 R 編 23.2.1-1.(1)から(4)に規定する個人用装具、呼吸具及び命綱は、次のいずれかに該当する<u>個人用装具、呼吸具及び命綱</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R23.2.2 非常脱出用呼吸具</b></p> <p>規則 R 編 23.2.2-1.でいう「本会が適当と認める型式の</p>	<p align="center"><u>又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p align="center"><b>R23 人員の保護</b></p> <p><b>R23.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R23.2.1 消防員装具</b></p> <p>-1. 規則 R 編 23.2.1-1.(1)から(4)に規定する個人用装具、呼吸具及び命綱は、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項 (予備検査) <u>又は第六条の四第 1 項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p><b>R23.2.2 非常脱出用呼吸具</b></p> <p>規則 R 編 23.2.2-1.でいう「本会が適当と認める型式の</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>もの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R24 消火器</b></p> <p><b>R24.1 一般</b></p> <p><b>R24.1.2 主管庁の型式承認</b> 規則 R 編 24.1.2 でいう「本会が適当と認める型式及び設計の消火器」については、次のいずれかに該当する消火器とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効</u></p>	<p>もの」とは、次の<u>(1)から(3)</u>のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p align="center"><b>R24 消火器</b></p> <p><b>R24.1 一般</b></p> <p><b>R24.1.2 主管庁の型式承認</b> 規則 R 編 24.1.2 でいう「本会が適当と認める型式及び設計の消火器」については、次の<u>(1)から(3)</u>のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p align="center"><u>力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R24.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R24.2.2 持運び式泡放射器</b>                      規則 R 編 24.2.2-2.(2)に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次のいずれかに該当する<u>泡原液</u>とする。                      (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの                      (2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u>                      (3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R26 固定式泡消火装置</b></p> <p><b>R26.3 固定式高膨脹泡消火装置</b></p> <p><b>R26.3.1 性能基準</b>                      -1. 規則 R 編 26.3.1-2.に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次のいずれかに該当する<u>泡原液</u>とする。</p>	<p align="center"><u>認められるもの</u></p> <p><b>R24.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R24.2.2 持運び式泡放射器</b>                      規則 R 編 24.2.2-2.(2)に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。                      (1) 船舶安全法第<u>六</u>条第 3 項（予備検査）又は第六<u>条</u>の四第 1 項（<u>型式承認</u>）の規定に基づく検査又は<u>検定</u>に合格したもの                      (2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u>                      (3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p align="center"><b>R26 固定式泡消火装置</b></p> <p><b>R26.3 固定式高膨脹泡消火装置</b></p> <p><b>R26.3.1 性能基準</b>                      -1. 規則 R 編 26.3.1-2.に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p> <p><b>R26.3.5 設置後の試験要件</b> 規則 R 編 26.3.5-3.にいう「本会が適当と認める場合」とは固定式高膨脹泡消火装置が、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p> <p><b>R26.4 固定式低膨脹泡消火装置</b></p> <p><b>R26.4.1 泡原液の容量と性能</b> -1. 規則 R 編 26.4.1-1.に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次のいずれかに該当する泡原液</p>	<p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</p> <p><b>R26.3.5 設置後の試験要件</b> 規則 R 編 26.3.5-3.にいう「本会が適当と認める場合」とは固定式高膨脹泡消火装置が、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</p> <p><b>R26.4 固定式低膨脹泡消火装置</b></p> <p><b>R26.4.1 泡原液の容量と性能</b> -1. 規則 R 編 26.4.1-1.に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次の(1)から(3)のいずれかに該当</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p> <p align="center"><b>R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置</b></p> <p><b>R27.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R27.2.1 固定式加圧水噴霧消火装置</b> 規則 R 編 27.2.1 にいう「本会が適当と認めるもの」については、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</p>	<p>するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</p> <p align="center"><b>R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置</b></p> <p><b>R27.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R27.2.1 固定式加圧水噴霧消火装置</b> 規則 R 編 27.2.1 にいう「本会が適当と認めるもの」については、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>R27.2.2 同等水煙消火装置</b>                      規則 R 編 27.2.2 にいう「本会が適当と認めるもの」については、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p><b>R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置</b>                      規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、“Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces” (MSC.1/Circ.1430/Rev.3) の要件に適合し、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p>	<p><b>R27.2.2 同等水煙消火装置</b>                      規則 R 編 27.2.2 にいう「本会が適当と認めるもの」については、次の<u>(1)から(3)の</u>いずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第 3 項（予備検査）<u>又は第六</u>条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p><b>R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置</b>                      規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、“Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces” (MSC.1/Circ.1430/Rev.3) の要件に適合し、かつ、次の<u>(1)から(3)の</u>いずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R31 低位置照明装置</b></p> <p><b>R31.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R31.2.1 総則</b> 規則 R 編 31.2.1 にいう「本会の適当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p align="center"><b>R31 低位置照明装置</b></p> <p><b>R31.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R31.2.1 総則</b> 規則 R 編 31.2.1 にいう「本会の適当と認めるもの」とは、次の<u>(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいう</u>。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>R34 固定式甲板泡装置</b></p> <p><b>R34.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R34.2.2 各部の要件</b></p> <p>-1. 規則 R 編 34.2.2-1.(4)に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次のいずれかに該当する<u>泡原液</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p style="text-align: center;"><b>R36 固定式炭化水素ガス検知装置</b></p> <p><b>R36.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R36.2.1 一般</b></p> <p>規則 R 編 36.2.1-1.に規定する「本会が適当と認めるもの」については、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に</p>	<p style="text-align: center;"><b>R34 固定式甲板泡装置</b></p> <p><b>R34.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R34.2.2 各部の要件</b></p> <p>-1. 規則 R 編 34.2.2-1.(4)に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第 3 項（予備検査）<u>又は第六</u>条の四第 1 項（<u>型式承認</u>）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p> <p style="text-align: center;"><b>R36 固定式炭化水素ガス検知装置</b></p> <p><b>R36.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R36.2.1 一般</b></p> <p>規則 R 編 36.2.1-1.に規定する「本会が適当と認めるもの」については、次の<u>(1)から(3)のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は第 6 条</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p> <p align="center"><b>R37 ヘリコプタ施設の泡消火装置</b></p> <p><b>R37.2 定義</b></p> <p><b>R37.2.6 ホースリール泡ステーション</b> 規則 R 編 37.2.6 で規定する「本会が適当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p><u>の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの。</u></p> <p align="center"><b>R37 ヘリコプタ施設の泡消火装置</b></p> <p><b>R37.2 定義</b></p> <p><b>R37.2.6 ホースリール泡ステーション</b> 規則 R 編 37.2.6 で規定する「本会が適当と認めるもの」とは、次の<u>(1)から(3)</u>のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>	

**「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>R37.3 工学的仕様</b></p> <p><b>R37.3.9 泡原液</b> 規則 R 編 37.3.9 の適用上、泡原液は次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第 <u>6</u> 条第 <u>3</u> 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第 <u>6</u> 条の <u>5</u> 第 <u>1</u> 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、<u>登録検定機関又は日本小型船舶検査機構</u>の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p><b>R37.3 工学的仕様</b></p> <p><b>R37.3.9 泡原液</b> 規則 R 編 37.3.9 の適用上、泡原液は次の<u>(1)から(3)</u>のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第<u>三</u>項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 船舶安全法第<u>六</u>条の<u>四</u>第<u>一</u>項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>高速船規則検査要領</b></p> <p><b>11 編 防火構造, 消火設備及び脱出設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 定義</b></p> <p><b>1.2.1 適用</b>                      規則 11 編 1.2 の各条にいう「本会が適当と認める試験方法」に従って確認されたものとは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>高速船規則検査要領</b></p> <p><b>11 編 防火構造, 消火設備及び脱出設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 定義</b></p> <p><b>1.2.1 適用</b>                      規則 11 編 1.2 の各条にいう「本会が適当と認める試験方法」に従って確認されたものとは、次の<u>(1)から(3)の</u>いずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 船舶安全法第<u>六</u>条第<u>三</u>項 (予備検査) <u>又は</u>第<u>六</u>条ノ<u>四</u>第<u>一</u>項 (<u>型式承認</u>) の規定に基づく検査<u>又は</u>検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>15 編 国際航海に従事する船舶に対する 特別要件</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 その他</b></p> <p><b>1.2.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器</b></p> <p>-2. 規則 15 編 1.2.1 の適用上、2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については、次のいずれかに該当する可搬式ガス検知器とすること。ただし、2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって、同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) <u>船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(3) <u>前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの</u></p>	<p align="center"><b>15 編 国際航海に従事する船舶に対する 特別要件</b></p> <p align="center"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 その他</b></p> <p><b>1.2.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器</b></p> <p>-2. 規則 15 編 1.2.1 の適用上、2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については、次の<u>(1)又は(2)の</u>いずれかに該当する<u>もの</u>とすること。ただし、2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であつて、同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）<u>又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）</u>の規定に基づく検査又は検定に合格したもの</p> <p>(2) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの</u></p>	

「型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、2026年7月1日から施行する。		